

「盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画」について

1 計画策定の趣旨

男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、男女一人ひとりの人権の確保が基本であり、女性に対する暴力は絶対にあってはならないことである。

平成 13 年 4 月に制定された「DV防止法」が平成 20 年 1 月に 2 度目の改正がなされ、基本計画策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務とされるなど、市町村の役割も大きくなってきている。

このことから、DV被害者の相談件数が増加している現状や被害者の 1 日も早い回復と自立に向けた支援を実施するために、本市としても今まで以上に体系的で迅速な対策が必要であることから、この計画を策定する。

2 計画の性格

この計画は、DV防止法第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく計画であり、本市における DV の防止及び被害者の保護に関する基本方針並びに施策の実施内容について定めるものである。

また、この計画は平成 17 年 9 月に策定された「いわて配偶者暴力対策推進計画」を基礎としながら、本市が被害者にもっとも身近な行政主体として求められる基本的な役割として特に充実すべき取組みや新規の取組みに力点を置いてまとめるものである。

『盛岡市総合計画・基本構想』の施策「人権を尊重する地域社会の形成」を図るため、「盛岡市男女共同参画計画～新たなプラン～」を策定しており、DV防止計画はその計画の行動目標 1 の (4)「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指すための計画に位置付けるものであり、当事者女性に対する支援策を充実するとともに関連する各分野の施策との連携強化を推進するものである。

3 計画の期間

この計画は、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年計画とする。

4 重点目標

- I DV被害に気づく環境づくりと暴力を許さない地域社会づくり
- II 早期発見できる体制づくり
- III 相談・緊急時の安全確保及び保護体制の充実
- IV 被害者の自立支援
- V 関係機関の協力・連携

5 配偶者からの暴力の現状

- (1) 盛岡市における DV 相談等の状況
- (2) 一時保護の状況
- (3) 保護命令の状況
- (4) 盛岡市の DV 被害者支援体制の現状

6 具体的な施策の展開

I DV被害に気づく環境づくりと暴力を許さない地域社会づくり

- ① 市民への啓発・広報の充実
- ② 学校や地域での教育の充実
- ③ 職員等に対する研修の充実

II 早期発見できる体制づくり

- ① 早期発見への体制づくり

III 相談・緊急時の安全確保及び保護体制の充実

- ① 盛岡市配偶者暴力相談支援センターの開設 → 6月予定 (ふるさと雇用支援金(?)を利用し、相談員増員済)
- ② 相談体制の充実
- ③ 被害者に対する適切な情報提供と対応の実施
- ④ 関係機関との連携強化

IV 被害者の自立支援

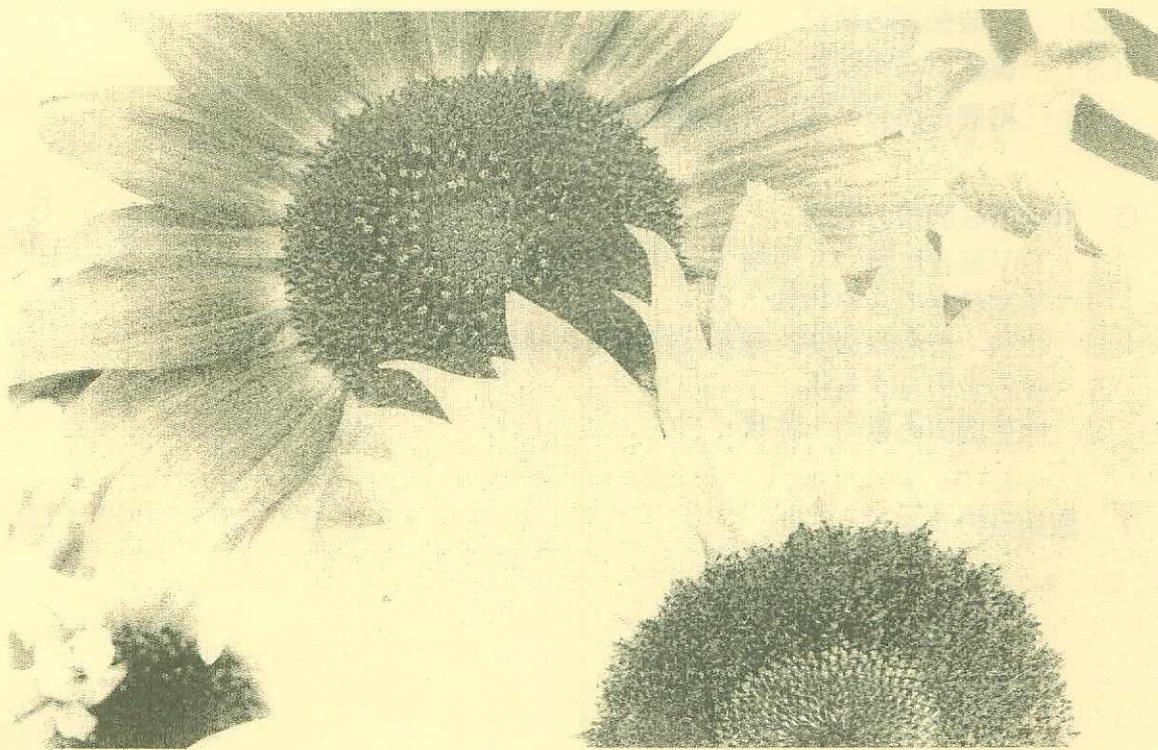
- ① 被害者に対する適切な情報提供及び支援の実施
- ② 住宅確保に係る支援の充実
- ③ 子どもに対する支援の充実
- ④ 関連する法制度の適切な運用
- ⑤ 母子家庭に対する就労支援

V 関係機関の協力・連携

- ① 民間団体への支援と連携強化
- ② 関連施設との連携強化
- ③ 県及び近隣市町村との連携強化
- ④ 加害者に対する教育の調査・研究

7 取組みのスケジュール

盛岡市 配偶者暴力防止対策推進計画



平成21年4月

盛岡市

目 次

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	2
4 重点目標	2
5 配偶者からの暴力の現状	3
(1) 盛岡市における配偶者暴力（以下DV）相談等の状況	
(2) 一時保護の状況	
(3) 保護命令の状況	
(4) 盛岡市のDV被害者支援体制の現状	
6 具体的な施策の展開	5
I DV被害に気づく環境づくりと暴力を許さない地域社会づくり	
II 早期発見できる体制づくり	
III 相談・緊急時の安全確保及び保護体制の充実	
IV 被害者の自立支援	
V 関係機関の協力・連携	
7 取組みのスケジュール	10

盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画

1 計画策定の趣旨

男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、男女一人ひとりの人権の確保が基本であり、女性に対する暴力は絶対にあってはならないことです。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。)においては、被害者を女性には限定していません。しかし、配偶者からの暴力(以下DVという。)の被害の実態は、多くの場合女性で、暴力の要因としては、力による支配や、夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方がないという社会通念、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済的格差など、個人の問題として片付けられないような構造的問題も大きく関係しています。

このような中、平成13年4月に制定された「DV防止法」が平成20年1月に2度目の改正がなされ、基本計画策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務とされるなど、市町村の役割も大きくなってきています。

このことから、DV被害者の相談件数が増加している現状や被害者の1日も早い回復と自立に向けた支援を実施するために、本市としても今まで以上に体系的で迅速な対策が必要であることから、この計画を策定します。

2 計画の性格

- (1) この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく計画であり、本市におけるDVの防止及び被害者の保護に関する基本方針並びに施策の実施内容について定めるものです。

また、この計画は平成17年9月に策定された「いわて配偶者暴力対策推進計画」を基礎としながら、本市が被害者にもっとも身近な行政主体として求められる基本的な役割として特に充実すべき取組みや新規の取組みに力点を置いてまとめるものです。

DV防止法第2条の3第3項(平成20年1月11日施行)

市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- (2) 『盛岡市総合計画・基本構想』の施策「人権を尊重する地域社会の形成」を図るため、「盛岡市男女共同参画計画～新たなはんプラン～」を策定しており、DV防止計画はその計画の行動目標1の(4)「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指すための計画に位置付けるものであり、当事者女性に対する支援策を充実するとともに関連する各分野の施策との連携強化を推進するものです。

5 配偶者からの暴力の現状

(1) 盛岡市におけるDV相談等の状況

DV被害者の相談は、女性センターの女性相談と児童福祉課の婦人相談で行っており、相談件数は、下表のとおり全国、岩手県、盛岡市においても増加傾向にあります。

① 相談件数（ただし、児童福祉課は新規受付人数）

年度	盛岡市		支援センター		警察署	
	女性センター	児童福祉課	岩手県	全国	岩手県	全国
14	212 件	46 人	270 件	35,943 件	142 件	14,140 件
15	519	61	337	43,225	100	12,568
16	484	71	394	49,329	138	14,410
17	417	71	364	52,145	178	16,888
18	380	45	610	58,528	171	18,236
19	522	20	768	62,078	136	20,992

※ 警察署は、暦年で、岩手県警察本部及び警察庁の調査によります。

※ 平成 18 年度から配偶者暴力相談支援センターとして、新たに盛岡地方振興局保健福祉環境部、男女共同参画センターが指定された。

＜参考＞市内にある岩手県の配偶者暴力相談支援センターの相談件数

年度	福祉総合相談センター	男女共同参画センター	盛岡地方振興局
17	364 件	—	—
18	309	32 件	9 件
19	303	99	6

(2) 一時保護の状況

岩手県内の一時保護は、岩手県福祉総合相談センター内の「配偶者暴力相談支援センター」で行っており、平成 19 年度に県内で一時保護した人員 40 人のうち、DV被害者は 33 人、盛岡振興局管内居住者は 13 人となっています。

◎ 一時保護（DVにより一時保護された女性の人数）

年度	市相談窓口から県に依頼※	岩手県	全国
14	13 人	28 人	3,974 人
15	8	26	4,296
16	5	35	4,535
17	6	24	4,438
18	4	26	4,565
19	0	33	—

※ 市の相談窓口に来た相談者を一時保護のため県の保護所に移送した人数を表します。

6 具体的な施策の展開

I DV被害に気づく環境づくりと暴力を許さない地域社会づくり

【現状と課題】

- DVは外部からその発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく、社会的にも個人や家庭の問題として矮小化される傾向にあります。
- DV被害を受けながらDVと気付かない被害者や相談することをためらう被害者も多く、身体的暴力のみならず、精神的暴力等も含まれるなど被害者本人が正しい認識と理解を得ることが重要です。
- DVは配偶者間の問題だけでなく、「デートDV」といわれる若者の間でも発生している現状があり、若い世代への啓発も必要です。
- 法制度や各支援策の啓発や情報について、誤った解釈をしている被害者も多く、各ケースにあった適正な情報提供に努める必要があり、職員に対してもDVに対する正しい理解を図るための研修の充実を図る必要があります。
- DV防止啓発活動については、対象やテーマを絞った展開も求められています。

【具体的な取組】

- 1 市民への啓発・広報の充実 <男女参画国際課・女性センター・総務課>
 - ① 広報誌、情報紙、ホームページ等を活用し、広く市民に対する普及啓発を強化します。
 - ② 市のホームページ等による各種支援策を紹介します。
 - ③ 人権擁護等の講演会においてDV防止の啓発を図ります。
 - ④ DV防止週間等のイベントを充実し、普及啓発を強化します。
 - ⑤ あらゆる機会を捉えて、啓発についてマスメディアの協力を図ります。
- 2 学校や地域での教育の充実 <男女参画国際課・学校教育課・生涯学習課・市民活動推進課・女性センター>
 - ① 若い世代を対象に、DVに対する正しい理解や気付きを促すため、中・高等学校などにおいてデートDV防止など予防教育の充実を図ります。
 - ② 一般市民を対象に、DV被害に気付くための出前講座など、町内会やPTA等地域において学習機会の充実を図ります。
 - ③ 職場や地域などにおいて、DV加害の気付きを促すことも含めたDV防止の啓発講座を開催します。
- 3 職員等に対する研修の充実 <男女参画国際課・職員課・地域福祉課・総務課>
 - ① DVに対する正しい理解を図るための研修を行います。
 - ② 被害者支援に職務上関連が深いと思われる窓口職場に対しては、二次被害を防止し、適切に対応するためにもより深い理解を図るための研修を行います。
 - ③ 人権擁護委員、民生委員等に対してもDVに対する深い理解を図るための研修を行います。

Ⅲ 相談・緊急時の安全確保及び保護体制の充実

【現状と課題】

- 女性センターの女性相談と児童福祉課の婦人相談でDV相談を含む相談業務を実施しているほか、市内には県が設置している配偶者暴力相談支援センターが3箇所あり、そのうち福祉総合相談センター内にある1箇所で一時保護を実施しています。
- 県の配偶者暴力相談支援センターと連携して対応してきましたが、女性相談と婦人相談とも相談者が増加傾向にあり、相談機能の充実が求められています。
- 市の婦人・女性相談員一人当たりの相談件数が、県の相談員の相談件数を大幅に上回っており適正な対応ができる体制づくりが求められています。
- 緊急性のある被害者に迅速かつ適切な対応ができる体制が必要です。

【具体的な取組】

1 盛岡市配偶者暴力相談支援センターの開設 <男女参画国際課>

- ① DV相談の中心的な役割を果たす配偶者暴力相談支援センターの機能を保有する機関を「もりおか女性センター」に設置し、被害者の自立に至るまでの総合的な体制を充実します。

2 相談体制の充実 <男女参画国際課・児童福祉課>

- ① 被害者に対する相談と適切な助言を行うため、専門研修を受講するなど、女性相談員の資質の向上を図ります。
- ② 被害者に対するカウンセリング、法律相談を実施します。
- ③ 休日・夜間の緊急相談に対応するため、県をはじめ、関係機関との緊急連絡体制をつくります。

3 被害者に対する適切な情報提供と対応の実施 <男女参画国際課・関係各課>

- ① 被害者が速やかに安心して情報提供と支援が受けられるよう、相談窓口と関係課との連携を図ります。
- ② 保護命令が発せられた場合等、学校や幼稚園、保育所等において適切な対応が行われるよう、制度と対応について周知を図ります。

4 関係機関との連携強化 <男女参画国際課・児童福祉課>

- ① 外国人の相談、支援のため、岩手県国際交流協会や盛岡国際交流協会などの関係機関と連携を図り、複数の外国語通訳ボランティアの研修を実施します。
- ② 緊急性のある被害者に迅速かつ適切な対応が必要なことから、県の配偶者暴力相談支援センターに引き継ぐための密接な連携を図ります。
- ③ 被害者に対し適切な対応ができるよう、県及び近隣市町村等の関係機関との連携を図ります。

V 関係機関の協力・連携

【現状と課題】

- 被害者にきめ細かに対応するためには、民間支援団体や関連機関と連携し、効果的な施策の実施を図っていく必要があります。
- 被害者のケースも多様化し、それに伴うニーズも増え、迅速性、柔軟性、多様性が問われる中で、行政機関で全て対応していくことには限界があり、民間支援団体の育成と支援が重要です。
- 被害者の保護と支援に取り組んでいる民間支援団体に対しては、積極的に支援し、連携を強化します。
- 被害者の保護及び自立支援を効果的に行うためには、県が開催する「DV防止対策関係機関連絡会」での意見交換が重要であり、広域的な関係機関相互の連携強化が必要です。
- アメリカやカナダで行われているDV加害者に対する再発防止の取り組みについて、日本では事例が少なく、有効性のあるプログラムの開発が望まれています。

【具体的な取組】

- 1 民間団体への支援と連携強化 <男女参画国際課>
 - ① 被害者の相談と一時保護を行う民間団体に対し、支援を検討します。
- 2 関連施設との連携強化 <男女参画国際課・児童福祉課・介護高齢福祉課・障がい福祉課>
 - ① 一時保護退所後も施設における支援が必要な母子については、母子生活支援施設への入所について連携を強化します。
 - ② 被害者が高齢者、障がい者で施設入所が適切と認められる場合は、施設入所が柔軟に行われるよう連携を図ります。
 - ③ 自立支援のための講座やセミナー等の利用を進めるため、連携を強化します。
- 3 県および近隣市町村との連携強化 <男女参画国際課・児童福祉課>
 - ① 相談員の意見・情報交換会を定期的を開催します。
 - ② 県及び警察の担当者との意見・情報交換会を定期的を開催します。
 - ③ 被害者からのヒアリングを定期的を実施して、DV防止対策の充実を図ります。
- 4 加害者に対する教育の調査・研究 <男女参画国際課>
 - ① 加害者が暴力から脱却できる再発防止の取り組みを、関係機関と連携して検討します。
 - ② 加害者向けの電話相談開設などを関係機関と連携して研究します。

早期的な取組み 平成 21 年度～平成 22 年度	中長期的な取組み 平成 23 年度～
IV 被害者の自立支援	
1 被害者に対する適切な情報提供及び支援の実施	
自立支援に関わる情報提供や助言を行うためのケース検討会の開催	
最新の情報収集、庁内関係課の調整	
被害者同士の交流によるグループワークの実施	
2 住宅確保に係る支援の充実	
DV被害者の市営住宅の優先的入居の検討	
自立支援のための中間的な施設であるステップハウスの設置の検討	
3 子どもに対する支援の充実	
学校、幼稚園において転校にあたっての配慮、就学援助等支援の充実	
保育所への入所、放課後児童クラブ等の利用の適切な対応	
4 関連する法制度の弾力的運用	
生活保護をはじめ、被害者への適切な保護を実施	
国民健康保険、母子福祉関連制度、児童手当等の制度の適切な運用	
住民基本台帳の閲覧、写しの交付制限の徹底等、制度の適切な運用	
5 母子家庭に対する就労支援	
母子家庭等の就業支援についての講座を開催、ハローワークと連携した就労促進	
V 関係機関の協力・連携	
1 民間シェルターへの支援と連携強化	
被害者の相談と緊急避難を行う民間団体に対する支援の検討	
2 関連施設との連携強化	
母子生活支援施設との連携強化	
高齢者・障がい者の支援施設との連携強化	
自立支援のための講座やセミナー等を行う機関との連携強化	
3 県および近隣市町村との連携強化	
相談員の意見・情報交換会を定期的開催	
県及び警察の担当者との意見・情報交換会を定期的開催	
4 加害者に対する教育の調査・研究	
DV加害者の電話相談や更正プログラムなど、関係機関と連携して検討	

盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画
平成 21 年 4 月

発行： 市民部男女参画国際課
〒020-8531 盛岡市若園町 2 番 18 号
☎ 019-626-7525